

平成 20 年 6 月 30 日
健康福祉事業本部
福祉部高齢社会対策課

検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめ

目次

(1) <u>【認知症高齢者ケアシステムについて】</u>	P 1・2
(2) <u>【介護予防重視型システム（介護予防事業）について】</u>	P 3・4
(3) <u>【人材確保について】</u>	P 5
(4) <u>【適切な介護保険制度の運営について】</u>	P 6
(5) <u>【施設整備について】</u>	P 7

介護保険運営協議会における意見・課題等(項目別まとめ)

テーマ: 認知症高齢者ケアシステムについて		
	委員意見	まとめ
1 地域との連携について	1 個別対応、認知症予防、一般的な周知を図ってきているが、認知症高齢者の増加からこれらの対応だけでは不十分である。地域と連携したケアシステムが必要である。	○将来の、認知症高齢者の増加に対応するため、地域と連携したケアシステムが必要である。初期の認知症の方を早期に把握し、必要なサービスにつなげるようなシステムを地域包括支援センターを中心に構築するべきである。
	2 認知症状が進んだ方への対応として施設入所が考えられるが、施設数も十分ではない。地域との連携だけでは対応しきれないのではないかと。	
	3 軽度の認知症の方を把握するシステムを民生委員の協力を得て、地域包括支援センターに組み込むべきである。また、それをデイサービスのようなものにつなげるシステムが必要である。	
2 医師会との連携について	1 認知症の予防とケアにおいて、医師会等の関係機関相互の連携が重要である。	○認知症は早期発見・早期治療が大切であるので、地域包括支援センターを中心に、医師会で行っている認知症対応力向上研修を受講した医師や認知症専門医師などとの連携を進め、相談事業等を行っていく必要がある。
	2 認知症は早期発見・早期治療が大切である。他区で行っている地域包括支援センターにおいて医師が相談に応じる事業なども検討していく必要がある。	
	3 医師会で行っている認知症対応力向上研修受講医師や認知症専門医師などとの連携を進めていく必要がある。	
	4 認知症対応力向上研修受講した医師の名簿を地域包括支援センターに置き活用してほしい。	
3 に重度化の予防	1 軽度、重度といった症状に応じた対策が必要である。また、軽度の認知症の方を重度に進めないという考え方が重要である。	○認知症は、軽度から重度まで症状に応じた適切な対策が必要である。同時に、軽度の方を早期に適切な治療につなげ、重度化を防止する考え方を基本とすべきである。
	2 介護保険サービスは、重度にならないと毎日使えない。軽度の方が重度にならないように認知症の方には生活のリズムを一定にする必要がある。	
4 その他	1 認知症が虐待につながるケースも多い。虐待についても重視すべきである。	
	2 認知症とともに「うつ」についての対策を検討すべきである。	
	3 適切な施設ケアも必要である。	
	4 認知症症状のある日常生活支援が必要なひとりぐらしの方は、約1千人と推計される。こうした方への支援体制が必要である。	
	5 通所介護、認知症対応型通所介護については、柔軟に両方のサービスを使えるようにしてほしい。	

テーマ：認知症高齢者ケアシステムについて

委員意見

まとめ

4
その他

6

認知症の人でも受け入れられるように施設整備への予算の支援をしてほしい。

介護保険運営協議会における意見・課題等(項目別まとめ)

テーマ:介護予防重視型システム(介護予防事業)について			
委員意見		まとめ	
1 周知について	1	介護予防事業全体をわかりやすく周知することが必要である。	○介護予防事業は、平成18年度に開始された新しい事業で周知が進んでいない。そのため、参加の仕方や事業内容・効果などを様々な方法でわかりやすく説明することが必要である。
	2	介護予防についての周知度が低い。また、専門的な言葉はわかりやすく説明する必要がある。	
	3	元気と思っている人への啓発も重要である。	
	4	周知方法は、区報など一方的な情報発信だけではなく、口コミなど人と人の繋がりを重視した方法も検討する必要がある。	
	5	イベントなどに参加できる人だけではなく、参加できない人に対する周知方法を工夫する必要がある。	
2 事業の開催場所について	1	筋力向上トレーニングは、福祉施設だけではなく、体育館などの既存施設の活用も図るべきである。また、いろいろな施設でトレーニング機器を利用できることを周知する必要がある。	○介護予防事業を、区民が参加しやすくするため、その会場の数を増やし、身近な場所で実施するとともに、団体としての事業にも、会場確保を支援すべきである。
	2	介護予防事業の開催場所が遠いという声がある。	
	3	介護予防や健康維持を目的とする区民の自主的な団体が活動できる場所を確保して欲しい。	
	4	集会場で行っている老人クラブの転倒防止やいきいきクラブ体操などは、自宅近くで行っているので参加しやすい事業である。気軽に通える場所での事業も大切である。	
	5	民間のスポーツクラブなどの空いている時間を利用して、介護予防事業を開催するといった工夫が必要である。	
3 事業内容について	1	高齢者センター等の施設がどのように使えるのか周知されていない。各人がどのように介護予防していったらいいのかわかりにくい。一箇所ですら自分に適したものを一緒に考えてくれるシステムが必要である。	○介護予防事業では、本人の参加意欲が重要である。このため、動機付けや介護予防計画の作成や継続を支援する必要がある。 また、身近な地域での体操の普及など、介護予防に役立つ事業も必要である。
	2	介護予防事業は、楽しんで参加できるような参加を動機付ける工夫が必要である。特に個人ではなく仲間を作って楽しんでやっていくような意識付けが必要である。	
	3	高齢者にとっては、自宅から遠いところまで筋力向上トレーニングに通うのは抵抗がある。身近な地域で易しい体操をするような事業も必要である。	
	4	筋力向上トレーニングや口腔ケアについては、継続していくことが大事である。継続していける仕組みづくりが必要である。	

テーマ:介護予防重視型システム(介護予防事業)について

委員意見		まとめ
3 事業内容について	5	介護予防事業は継続していくことが重要である。事業を受けた人のうち、どのくらいの人数が継続しているのかを把握しておく必要がある。
	6	介護予防事業は、全体として体系的に取り組んでいく必要がある。 <small>※前ページ続き</small>
	7	運動機能向上だけでなく、口腔ケア、栄養改善については十分行われていないのではないかな。
4 生活機能評価	1	生活機能評価が機能していない。 ※平成19年度一部見直し。
	2	医師会等と連携して基本チェックリストの活用を図る必要がある。
	3	基本チェックリストからハイリスク高齢者を抽出して地域支援事業までつなげるという仕組みは理念としては正しいが、十分に機能していないのではないかな。
	4	「高齢者健康診査→特定高齢者→地域包括支援センターにおけるケアプラン作成」という手続きが煩雑である。
○生活機能評価により、地域支援事業へつなげる仕組みを有効に機能させるため、医師会等と連携強化する必要がある。 事業参加の手続きの負担軽減が参加し易さにつながる。		
5 要支援・要介護認定者について	1	要支援・要介護者の介護予防については、通所介護が重要である。ケアプラン作成時にケアマネジャーと本人、関係機関が話し合っていく必要がある。
	2	介護予防は報酬が低く事業者としても参入のメリットが低い。
	3	要支援認定者のサービス利用率の低下は、制度改正によるサービスが制限されたことによる制度的な要因が大きいと思われる。要支援者のサービス未利用理由を把握する必要がある。
	4	特定高齢者だけが介護予防事業に参加できるのではなく、要支援1・2の人でも重度化予防のために希望する方が身近な場所に参加できるような仕組みも必要である。
	5	介護予防事業は、要介護認定を受けていない人が受けられるサービスと、配食サービスなど要介護になっても利用できるサービスとがうまくかみ合っている事業である。リハビリについても、要介護になってからも介護保険以外のサービスとして受けられるよう区職員の活用なども含めて検討して欲しい
○特定高齢者だけが介護予防事業に参加できるのではなく、要支援1・2の人でも重度化予防のために希望する方が身近な場所に参加できるような仕組みも必要である。		
6 その他	1	古武道など介護に応用できるものについての知識も活用すべきではないかな。
○多様な研修の機会をつくり、介護の充実を支援する必要がある。		

介護保険運営協議会における意見・課題等(項目別まとめ)

テーマ:人材確保について		
	委員意見	まとめ
1 人材について	1 施設で働く人を確保するのが難しい。介護専門学校に募集しても応募してこない。介護の仕事が魅力あるものにする必要がある。	○介護サービスは、市場化されても介護保険法や介護報酬に規定されるものであり、人材確保の条件整備を区として行う必要がある。
	2 施設の人材確保が困難である。賃金が低いという問題もある。都や国に意見書を出す等も含め検討が必要である。	
	3 外国人ヘルパーの採用を考えてほしい。	
	4 職員給与は世間並みの給与水準にしてほしい。	
	5 賃金について、区側からも援助してほしい。	
	6 介護報酬の値上げについては区長会などに働きかけてほしい。	
	7 講演会、研修会など出席しても、5時以降の集まりだと無給で代休も取れない、そういうことも労働時間と換算して介護職の給与水準を決めてほしい。	
2 周知について	1 職員の募集について区報などで募集してほしい。	○介護の仕事の魅力を区民に周知するとともに、職員の募集について区が踏み込んだ支援を行う必要がある。
	2 介護職は魅力ある仕事で、やりがいがあることを周知する必要がある。	
	3 廉価で広告が出せるような方法を、区から都に検討するよう提案してほしい。	
	4 募集方法だが、区内の介護保険施設で働く介護士などを区報で募集し、その後、施設の一覧を用意しそこから選んでもらう方法もあるのではないか。	
3 その他	1 事業所の運営にあたっては区からの補助金の支援が必要ではないか。	○研修等の実施や、介護人材の負担軽減案などを、区は支援する必要がある。
	2 研修・講演会など区で実施していく必要がある。	
	3 専門以外の研修会も必要である。	
	4 就職後の定着のためにも教育体制や研修体制を確立させてほしい。	
	5 職員の負担が少しでも削減できるよう、ベットや入浴設備などの機械化を推進し、区が金銭面で支援をしてほしい。	
	6 経営者の声は、調査などで分かったが、現場で働いている人(訪問介護員など)の声を聞きたい。	

介護保険運営協議会における意見・課題等(項目別まとめ)

テーマ:適切な介護保険制度の運営について		
委員意見		まとめ
1 給付等の適正化について	1	要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化、事業所のサービス提供体制、介護報酬の適正化を図ることが必要である。
	2	実地指導や給付と認定の検証により、不適切な給付を防ぐシステムづくりが必要である。
	3	サービス利用者に介護給付費の通知を送付することにより、不適切な給付を防ぐことが必要である。
2 事業者について	1	介護予防事業などについて事業者への周知も充実させて欲しい。
	2	コムスの事件を再発させないように、介護保険全体の運営について監視していく必要がある。
	3	算定できるサービスが国、都、区で違いがあり、事業者として混乱している。
	4	コムスの事件以来、事業者が行政の指導や規制に敏感になりすぎて、利用者のニーズがおろそかになりがち傾向にある。事業者規制が利用者に影響がでることがないようにする必要がある。
	5	給付の適正化については、利用者にも理解が必要である。そのためにも、ケアプランの作成時には利用者や利用者の家族と話し合っって作成する必要がある。
	6	給付の適正化に気をとられ、現場に余裕がなくなっている。
3 その他	1	研修に参加したいが、旅費・時間外手当などが支給されない事業所がある。区からの経済的な援助が必要である。
	2	介護保険制度等を理解してもらうためにも、研修会や講演会などを今以上に区が実施する必要がある。
	3	介護保険サービス外のサービスを区独自で提供する(渋谷区の例)ことについて検討する必要がある。
	4	ケアプランの自己作成計画給付管理の推進について検討する必要がある。
	5	緊急時など、介護保険サービスとして受けることができない場合に対応する仕組みが必要である。近隣の人たちが相互扶助するような住民参加型のシステムも含めて検討する必要がある。

○要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、事業所のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化等を行うことにより、介護給付適正化を推進することが必要である。

○給付可能なサービスの範囲等について事業者にも利用者にも十分な周知が必要である。給付の適正化を行うことにより利用者のサービス利用に支障が出ないように配慮をすることが必要である。

○介護保険制度の充実のために、研修や講演会の開催など区の支援が必要である。介護保険外のサービスを区が提供することや、緊急時に相互扶助により対応する住民参加型のシステムの検討が必要である。

介護保険運営協議会における意見・課題等(項目別まとめ)

テーマ: 施設整備について		
委員意見		まとめ
1 地域密着型サービスについて	1	小規模多機能型居宅介護、小規模特養など地域密着型サービスの整備が進んでいない。
	2	小規模多機能型居宅介護は、認知症をはじめとした高齢者にとって有用な施設であるが、介護報酬、土地の確保、職員確保から都市部では運営が困難である。また、既存サービスとも競合する。区有地の活用、経済的な支援やサービスについての周知が必要である。
2 え方について 施設整備の考	1	これまでの施設整備の方向性から、高齢者優良賃貸住宅といった第3の在宅ともいうような多様な住まい方も検討する必要がある。
	2	介護施設の整備は、地域バランスを考慮していく必要がある。特に西武新宿線沿線の整備が進んでいない。
3 その他	1	事業者参入にあたっては補助金などのなんらかの支援が必要ではないか。
	2	東京都の大規模特養の用地費補助が終了することに伴い、大規模特養の整備が進まない可能性がある。
	3	療養病床の廃止に伴い、介護難民が発生する可能性がある。ヘルパー等の介護人材も不足しており、自宅での介護が困難な状況にある。
	4	ショートステイは需要があるにも係らず、ベッドの効率的利用という面から経営的に厳しいため、対応が施設により様々である。統一的な方針や補助制度などが必要である。
	5	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)が急増している。療養病床廃止の受け皿として期待されているところもあるが、ニーズに相應しい質を確保するための施策が必要である。
	6	療養病床廃止に伴い、療養病床にいた人が在宅に移るのは困難である。介護老人保健施設などの施設が受け皿として機能していくような仕組みが必要である。
		○地域密着型サービスは、地域で高齢者をケアするために有用な施設であり、整備を促進するために、区有地の活用など新たな支援が必要である。 ○多様な施設整備を、適切かつ地域バランスに配慮して支援する必要がある。 ○施設の整備には、補助金が必要である。